

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会小口資金貸付規程

平成18年7月19日

規程第34号

(目的)

第1条 この規程は、生活困窮者に緊急的に必要な小口資金の貸付を行い、生活の安定と自立更生の一助とすることを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 この資金の貸付対象者は、笠間市に居住し、低所得のため生活困窮であって、資金を他から借受けることが困難であり、かつ自立更正の可能性があり、償還能力があると認められる者とする。

(貸付条件)

第3条 貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付限度額 30,000円以内
- (2) 利子 無利子
- (3) 償還期限 1年以内
- (4) 償還方法 一時払いまたは月賦払い

(貸付申請)

第4条 この資金の貸付を受けようとする者は、小口資金借入申請書(様式第1号)、小口資金貸付利用同意書(様式第3号)に必要事項を記入し、民生委員の意見を付して申請するものとする。生活保護受給者は、生活保護担当職員の意見を付して申請するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者については、連帯保証人を省略することができる。

- (1) 借入申込者が生活保護受給申請中若しくは受給中の者で、生活保護担当職員の意見書が添付された者
- (2) 第2条に該当し、特に会長が認めた者

(貸付決定)

第5条 会長は、前条の小口資金借入申請書を受理したときは、その内容を審査し資金貸付の可否を決定する。

2 前項の規定により貸付の決定及び資金の交付を受けた者は、小口資金借用書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(返還及び貸付の停止)

第6条 会長は、借受人が次の各号の一つに該当するときは、貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段によって貸付を受けたとき
- (2) 故意に償還を怠ったとき
- (3) 借受人が他の市町村に転出したとき
- (4) その他貸付の目的を達成する見込みがないと認めたとき

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

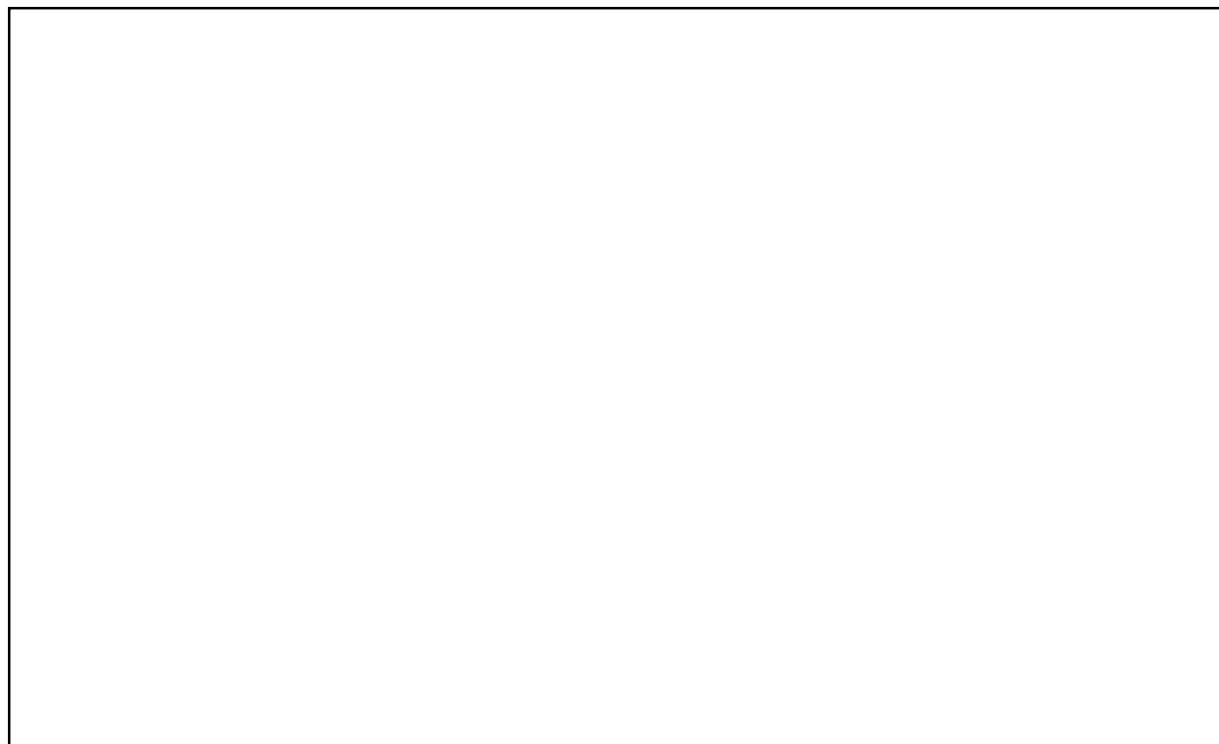
この規程は、令和3年6月1日から施行する。

# 小口資金借入申請書

会 長	常務理事	事務局長	支 所 長	G 長	係	受 付 日	
						受付番号	
		申 請 者			連 帯 保 証 人		
ふ り が な							
氏 名		男 女			男 女		
生 年 月 日							
住 所							
電 話 番 号							
月 収							
勤 め 先							
保証人との関係							
家 庭 状 況							
借 り た い 理 由							
借 入 申 込 金 額		金 _____ 円					
<p>上記金額の借入を申し込みます。</p> <p style="text-align: right;">_____ 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 _____</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 _____</p> <p>社会福祉法人笠間市社会福祉協議会長 殿</p> <p>担当民生委員・生活保護担当職員・意見欄</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p>							

様式第1号（第4条関係）

添付資料（運転免許証、健康保険証 等）

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying the central portion of the page. It is intended for the attachment of documents mentioned in the text above, such as a driver's license or health insurance card.

# 小口資金借用書

申請書受付日		受付番号			
借入金額 金 _____ 円 を借用いたしました。  年 月 日 借用人住所 _____ 氏名 _____ 連帯保証人住所 _____ 氏名 _____  社会福祉法人笠間市社会福祉協議会長 殿					
償還方法 1) 一括払い                      4) 福祉年金 (                      ) 2) 月払い                              5) その他 (                      ) 3) 生活保護費					
償還予定日	償還年月日	償還金額	償還金合計	残金	備考
適用					

小口資金貸付利用同意書

笠間市社会福祉協議会の「小口資金貸付」を利用し、貸付後に貸付金の償還が滞り、申込み時の住所に居住が確認できないときは、行政機関等により居住先を調査実施されることに同意します。

年 月 日

住所

氏名

笠間市社会福祉協議会会長 殿